

大阪市告示第768号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による確認を辞退したい旨、同法第58条の6の規定に基づき届出があったので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和5年6月21日

大阪市長 横山 英幸

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	確認を辞退する年月日
長濱 光葉	長濱 光葉	大阪市城東区	認可外保育施設	令和5年 5月8日
今村 奏音	今村 奏音	大阪市此花区	認可外保育施設	令和5年 5月17日

(こども青少年局幼保施策部幼保企画課)